

加害者の特徴は？

暴力を振るう加害者に特定のタイプはありません。年齢、学歴、職業、収入、社会的地位もさまざまです。

職場や地域社会では人望があり、とても暴力を振るうように見えない人もいます。

加害者の多くは男性であり暴力を振るう理由はさまざまですが、根底には、暴力容認、男尊女卑の考え方がありとされています。

被害者に相談されたら？

DV被害について相談されたら話を最後までしっかり聞いてあげましょう。被害者は勇気をもってあなたに相談しているのです。被害者の立場になって、恐怖や不安を理解し、心ない言動によって被害者が更に傷つくことのないようにしましょう。また、他人へは決して話してはいけません。

そして、専門の相談機関を紹介してあげてください。

どこに相談すればいいの？

まずは、パートナーシップさいたま(男女共同参画推進センター)「女性の悩み電話相談」にご相談ください。

計画の推進は？

「配偶者(事実婚・元配偶者含む)からの暴力」とともに、交際相手からの暴力についても対象としています。計画名称も、「配偶者からの」ではなく、「配偶者等からの」となっています。

計画の推進にあたっては、民間行政などの関係機関で構成する「さいたま市ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関連携会議」を設置し、女性の権利擁護の観点より、予防から自立までのサポート体制を総合的に検討していきます。



下さい。専門の女性相談員が応じます。相談は無料で氏名などは聞きません。ひとりで悩まず気軽に相談してください。

※今差し迫っている命の危険がある場合は警察に相談してください。

さいたま市の取組は？

さいたま市では、第2次さいたま市男女共同参画のまちづくりプランにおいて、「女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者の自立支援」を重点事項に掲げ、DV防止及び被害者支援への取組を推進しています。平成23年3月に平成19年のDV防止法(※)改正を踏まえ「さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画(DV防止基本計画)」を策定し、DVの防止と被害者の保護から自立に至るまで切れ目のない支援に取り組んでいます。

DV防止基本計画の体系は？

計画の目標は、「配偶者等からの暴力の根絶と被害者の自立支援をすすめるまちづくり」とし、5つの基本目標と16の施策の方向を定め56事業に取り組んでいきます。対象とする暴力は、DV防止法が対象とする暴力(男女を問わず、

計画の詳細を知りたい

DV防止基本計画についての詳細は、市のホームページからご覧いただけます。

また、各区役所の情報公開コーナーや図書館などでも閲覧できます。お問い合わせは、男女共同参画課までお願いします。

※1…「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)

もう、ひとりで悩まないで相談してください。

女性の悩み電話相談

パートナーシップさいたま
(さいたま市男女共同参画推進センター)

048-643-5813

DV相談窓口

10:00~20:00(月~金曜日)、10:00~16:00(土・日・祝日)
※第4日曜日、年末年始を除く

さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画

さいたま市DV防止基本計画

平成23年度~平成27年度

計画の目標

配偶者等からの暴力の根絶と被害者の自立支援をすすめるまちづくり

基本目標

I 教育・啓発の推進

DVをなくすために、男女の権利を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有していくことを目指します。

DVを未然に防止するためにも若年層に対しては、人権を尊重し、男女共同参画の意識を高めていくための学校等における教育を推進します。

II 被害者の早期発見と相談体制の充実

DVの被害を深刻化させないために、被害者の早期発見に努めるとともに、市民、医療関係者及び福祉関係者等に対して、DVの通報について周知します。

また、平成19年改正のDV防止法により、市町村の努力義務となった配偶者暴力相談支援センターを設置し、DV被害者の相談体制を強化します。

III 被害者の保護と自立支援の充実

DVは、被害者の生命・身体の安全に直結する問題です。被害者に対する危険が急迫している場合は、速やかに一時保護を引き継ぎ、警察等関係機関と緊密に連携し被害者の安全の確保を図ります。

さらに、配偶者暴力相談支援センターを設置することにより、被害者の保護から自立に至るまで切れ目のない支援を行います。

IV 子どもへの支援

被害者に同伴する子どもは、DVを目撃し、心理的虐待を受けている場合も多く、さらに、子ども自身が暴力の対象となっている場合もあります。DVを目撃した子どもは心が深く傷つき、さまざま

な心身の症状が表れることもあります。また、子どもは、転居や転校をはじめとする生活の変化等により、大きな影響を受けやすい存在でもあります。子どもも安心して生活ができるよう継続的な支援に取り組めます。

V 関係機関等との連携協力

DVは複雑な問題であり、DVの特性を十分に理解した上で、被害者の立場に配慮した対応が必要不可欠です。DV被害者の支援にあたり、関係機関の理解と協力は

極めて重要です。医療・福祉や子育て、就業支援をはじめと多くの関係機関等と連携を強化し、被害者の支援に取り組めます。

